

# 令和3年度山口支部事業計画の進捗について

令和3年7月14日

# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○サービス水準の向上

■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・お客様満足度調査結果の活用及びお客様からの意見を反映したサービス水準の向上</p>	<p>お客様満足度PT会議の方針や架電調査結果等を活用し、加入者目線でサービス改善を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満足度への影響の大きい項目を重点項目として、毎週水曜日に自己点検(自己診断チェックシート)を実施する。</li> <li>朝礼時に唱和を実施する。</li> <li>支部独自研修の実施</li> </ul>	<p>◆令和2年度のお客様満足度 架電調査結果（全国5位）を受け、令和3年度お客様満足度向上会議を開催。今年度の重点項目を見直し、全職員に周知。</p> <p>◆第1四半期において、お客様の声等はなく、日々の電話、窓口にて対応。</p>
	<p>お客様の声等が寄せられた際には、迅速な対応を行い、課題解決に努める。</p>	<p>◆電話、窓口対応時に郵送による申請を案内。窓口対応時には、切手不要の返信用封筒を活用し、次回から郵送での申請を案内。</p>
	<p>郵送化の推進について、電話・窓口対応時に郵送での申請を勧める。</p>	<p>◆毎月発行のメルマガで、各種申請書のダウンロードのリンクを設定し、郵送化を推進。</p>
	<p>広報誌、メルマガ等で事業主や健康保険委員に対して郵送化・協会ホームページへの誘導を推進する広報を行う。</p>	<p>◆納入告知書に同封する広報誌「いきいきつうしん4月号」で、限度額認定証の利用促進記事を掲載。</p>
	<p>窓口申請が多い申請書について、切手不要の返信用封筒の活用等、郵送化推進の施策を重点的に実施する。</p>	<p>◆医療機関には、限度額認定証申請書と切手不要の返信用封筒を送付し、郵送による限度額認定証の申請を推進。6月末時点の郵送化率93.0%（KPI：95.0%以上）</p>
<p>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守及び正確な審査の実施</p>	<p>日々の進捗管理の徹底及び月末の所在確認の確実な実施</p>	<p>◆日々の進捗管理を徹底することで、サービススタンダード100%を達成。（KPI：100%）</p>
	<p>達成状況に応じて、スタンダード所要日数等、業務の改善を図る。</p>	<p>◆6月のスタンダード平均所要日数は6.03日で全国13位。（全国平均7.42日）</p>

# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○業務の標準化・効率化・簡素化の推進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・「山崩し方式」による業務処理体制の定着</p>	<p>ユニットミーティングについて、朝と夕の2回実施するとともに、進捗状況の情報共有を行い、進捗状況に応じ適切に業務を振り分ける。</p>	<p>◆ユニットミーティングを朝夕の2回実施することで、進捗状況の把握と情報共有を実施。</p>
	<p>日々の審査の中で、確認者による給付審査等のOJTを実施する。</p>	<p>◆日々の審査の中で、確認者から審査者に差し戻した事案等のOJTを実施。</p>
	<p>定期的に職員に必要となる勉強会を実施し、知識の習得に努める。</p>	<p>◆毎月、勉強会を実施し、知識の習得や、確認者の気づき事項を審査者にフィードバックし、審査者の業務の標準化を実施。</p>
	<p>知識テストと処理速度の検証を行い、育成状況を見える化し、職員一人ひとりと棚卸面談を行う。</p>	<p>◆処理速度測定を定期的に実施。育成状況を見える化し、四半期毎に面談を実施。</p>
	<p>審査手順書・業務マニュアルの徹底及び効率的な点検を実現するため、育成状況共有会議を月に1回開催する。</p>	<p>◆毎月、育成状況共有会議を開催することで、決裁者と確認者の情報共有を図り、育成計画に反映させ、職員の多能化を実施。</p>

## ○現金給付の適正化の推進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・不正疑い事案にかかる事業主への立入検査の積極的な実施</p>	<p>審査重要度「高」を設定し、審査強化を図る。</p>	<p>◆資格取得後60日以内の申請等、重要度「高」を設定した内容について詳細に確認し、審査強化を実施。</p>
	<p>不正疑い事案が発生した場合には、随時、保険給付適正化PT会議を開催し、事業主への立入検査等の対応を検討する。</p>	<p>◆第1四半期において、不正疑い事案なし。</p>
<p>・傷病手当金と障害年金等との併給調整等の確実な実施</p>	<p>年金との併給調整対象者リストを取得後、即時、内容確認に着手し、取得後3ヶ月以内に処理を完了させる。</p>	<p>◆毎月のスケジュールに基づき、リストを取得のうえ、3か月以内の処理完了を実施。（第1四半期の処理件数は55件）</p>

# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○効果的なレセプト点検の推進

### (1) 資格点検

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績 (第1四半期)
・資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定	医療機関照会を的確に行い、返納金債権へ確実に引き継ぐ。	◆医療機関照会 1,895件 ◆調定件数 259件 (令和3年7月7日現在)  短期間で効率的に、確実に業務を完了させるため、点検期間中は人員を集中的に配置している。

### (2) 外傷点検

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績 (第1四半期)
・外傷点検の効率的な実施	効率的な負傷原因照会等を実施する。	◆負傷原因照会 548件 ◆再照会 534件 (令和3年7月7日現在)  短期間で効率的に、確実に業務を完了させるため、点検期間中は人員を集中的に配置している。第2四半期以降は業務の共有化を進め、一層の効率化を図る。
	第三者行為による受診者に対し、傷病届提出勧奨を確実に実施する。	
・損害賠償請求(求償)にかかる適正な管理及び迅速な事務処理	システムを活用した適正な管理を徹底し、確実に求償する。	◆調定件数 88件 ◆調定金額 11,860,931円 (令和3年7月7日現在)  システム管理により月初に1か月分の作業量を把握し、遅滞なく業務を実施している。第2四半期以降は業務の共有化を進め、一層の効率化を図る。
	第三者行為に該当するレセプトの効率的な抽出、特に交通事故等が原因による損害賠償債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収に繋げる。	

- (3) 内容点検 ■ K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度(0.236%)以上とする。  
 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度(9,371円)以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績 (第1四半期)
・内容点検効果向上計画に基づく効果的なレセプト点検の推進	PDCAサイクルを確実に回して、効果的なレセプト点検を実施し、内容点検効果向上計画を推進する。	◆支払基金との合算査定率 0.280% ◆再審査レセプト1件当たり査定額 11,605円 (令和3年7月7日現在)
・社会保険診療報酬支払基金との協議の強化	査定率向上のため、協会けんぽと支払基金の管理職による会議体を新たに発足する。同会議体において、査定率向上の阻害要因を抽出し、両者で改善策の検討実施を図る。	◆5月に支払基金の管理職層との意見交換を実施。近隣支部との比較による山口支部の審査状況を把握し、合算査定率向上の足掛かりを作る。また、支払基金改革における現場状況を聴取し、A I 審査導入後の協会けんぽの内容点検を検討する。

# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○柔道整復施術療養費の適正化の推進

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度（1.49%）以下とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・ 加入者に対する文書照会の実施	3部位10日以上 of 受診者に対して全件、文書照会を実施し、申請内容の傾向及び回答書を分析する。	◆ 3部位10日以上及び長期受診者に対して、文書照会を確実に実施。（照会件数：1,152件）
	年間を通じ、長期間受診している者に対し、文書照会を実施し、申請内容の傾向及び回答書を分析する。	5月末時点の3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合は1.27%（KPI：1.49%以下）
	加入者に対し、制度の仕組みを理解するためのリーフレットを活用し、事業主や健康保険委員に配布する等、受療に際し正しい理解の普及を図る。 → 事業所に対するアプローチ	◆ 納入告知書に同封する広報誌「いきいきつうしん 7月号」に「整骨院での健康保険のかかり方」を掲載し周知啓発。
・ 施術所に対する文書照会の実施	3部位15日以上かつ長期受療の申請を行っている施術所に対し、文書照会を実施する。	◆ 第1四半期において、施術所に対する文書照会なし（柔整審査会にて対応）。
	長期または濃厚な施術が見受けられる施術所に対し、注意喚起文書を送付する。	
・ による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底	審査会で施術内容に疑義（多部位が多い傾向など）が生じた施術所に対し、注意喚起を図る。	◆ 審査会で3部位15日以上 of 施術割合の高い3施術所について協議。2施術所は社団傘下のため社団から指導。1施術所は患者照会を12件実施。 ◆ 第1四半期において、面接確認委員会による確認および厚生局への情報提供はなし（柔整審査会にて対応中）。
	療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるか確認が必要な施術所に対し、面接確認委員会による確認を行う。	
	不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。	

## ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認の徹底等、審査の強化	文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する。	◆ 文書で作成された医師の再同意の確認を徹底するとともに、手順書等に基づいた審査を実施。 ◆ 第1四半期において、不正の疑いがある案件はなく、厚生局への情報提供はなし。
	内容に疑義が生じた申請について、受診者に対し、文書照会を実施する。	
	不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。	
	業務マニュアル・手順書に基づいた審査を実施する。	

# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（95.82%）以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（60.39%）以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内の保険証未回収者に対する返納催告の徹底</li> </ul>	資格喪失処理日から10営業日以内の返納催告を徹底し行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定められたスケジュールに基づき、10営業日以内に実施。</li> <li>令和3年2月から試験実施していた、支部独自の封筒・文書を使用した催告に一定の成果が認められたため、継続実施することとした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化</li> </ul>	債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「被保険者証回収不能届」が到着次第、速やかに電話催告を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未返納データを活用した事業所等への資格喪失届への保険証添付の徹底</li> </ul>	事業所別の保険証回収に係る本部提供データ及び支部作成データを活用し、四半期毎に事業所あてに保険証添付の徹底に関する文書を発送する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆直近3か月で保険証の返納がなかった108事業所に対して催告文書を送付。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者間調整の推進 保険者間調整により返納金債権の回収率向上を図る。特に10万円以上の債務者に対し、保険者間調整による納付を強く促す。</li> <li>・債務者に対し電話催告等確実な実施 債権回収強化月間として、7月、12月に支部全体による電話催告を実施する。</li> <li>・法的手続きの確実な実施 2万円5千円以上の債務者で県内現存者、又は、30万円以上の債務者を対象とした法的手続きを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆10万円以上の債務者には、文書発送前に電話説明を行い、保険者間調整による早期回収を推進した。</li> <li>◆保険者間調整の勧奨を目的とした電話催告を18件実施。</li> <li>◆毎月、新規調定者に対して電話催告を実施。</li> <li>◆7月の支部全体による電話催告に向けて、実施要領を追加。</li> <li>◆新規法的手続 6件</li> <li>◆給与差押えによる強制執行 1件</li> <li>◆訴訟の提起による和解判決（分割納付することとで和解） 2件</li> </ul>



# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○限度額適用認定証の利用促進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・ 事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施	広報誌への記事掲載や協会ホームページへ誘導する広報を実施する。 ・ 各種研修会等において、認定証利用の案内を行う。 算定説明会、委員会セミナー開催時等	◆ 納入告知書に同封する広報誌「いきいきつうしん4月号」で、限度額認定証の利用促進記事を掲載。
・ 地域の医療機関や市町と連携した利用促進の実施	福祉医療受給者等、継続して高額療養費に該当すると考えられる者に対し、認定証利用の勧奨を行うとともに、ターンアラウンド式の申請用紙を送付する。 医療機関に「限度額セット」の設置及び医療機関による申請代行の協力依頼を行う。 高額レセプトの多い医療機関に対し、利用促進に向けた協力依頼を行う。	◆ 市町を受取代理人として提出された高額療養費の対象者50件に対してTA式の申請用紙を送付。 ◆ 令和2年度に3万点以上のレセプトが100件以上あり、令和2年度下期に支部から送付した限度額認定証申請が10件未満である21医療機関に限度額認定証促進の依頼文書を送付。 限度額認定証申請書 設置医療機関数：122機関 (R3.6月末時点)

# 1. 基盤的保険者機能関係

## ○被扶養者資格の再確認の徹底

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.3%以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・未提出事業所への勧奨による回答率の向上	未提出事業所への早期の文書勧奨・グループ全体での電話勧奨を実施する。	◆第3四半期～第4四半期に実施予定
	社会保険労務士が受託契約を締結している未提出事業所の提出勧奨を社会保険労務士に促す。	
・未送達事業所の調査による送達の徹底	未送達事業所について、(1)事業所へ連絡し再送付(2)年金事務所より事業所情報の提供を受け再送付(3)給付記録から加入者に連絡し事業所所在地確認後再送付(4)事業主住所へ再送付を行う。	◆第3四半期に実施予定
・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施	令和3年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付	◆第3四半期に実施

## ○オンライン資格確認の実施に向けた広報

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録促進によるマイナンバー収録率の向上	広報誌、メルマガ等で事業主や健康保険委員に対して、登録促進の広報を実施する。	◆第2四半期～第3四半期に実施予定
	各種研修会等において、オンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼する。	



## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる 中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進</p>	<p>第2期データヘルス計画において策定した上位・中位目標達成に向け、四半期ごとに進捗会議を定期開催し、事業ごとのアウトプットをベースに実施事業の内容検証を行う。この検証により、目標達成にむけて事業の最適化を行う。</p>	<p>◆令和2年度事業実施結果をふまえ、令和3年度における計画を以下の通り策定しなおした。第1四半期の実施結果につきこれから評価検証し、第2四半期の計画修正を行っていく予定。</p> <p>&lt;令和3年度計画概要&gt; 支部の健診受診者数・指導実施者数ともに平成28年度から令和2年度にかけて向上しており、介入によるリスク保有率の減少に一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、他のリスクと比較しても「血圧リスク」保有者数は多いため、中位目標達成のために、今まで以上の健診・指導事業の最適化・実施率向上に加えて、指導対象非該当かつ高血圧リスク保有者へのアプローチを増やす必要あり。</p> <p>このため、コラボヘルス事業の推進により健康宣言事業所の増加をはかり、該当事業所へリスク保有率低減のための働きかけを行っていくこととする。</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ KPI: ①生活習慣病予防健診実施率 51.9% ②事業者健診データ取得率 14.8% ③特定健康診査実施率 31.6%

#### 【課題】

- 被保険者の生活習慣病予防健診実施機関が不足しており、加入者へ受診機会の提供が十分とはいえない状況にある。
- 被扶養者の特定健診の実施率が低いため、加入者のニーズに応じた機会を提供することで受診喚起を図る必要がある。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保</p>	<p>集団健診実施機関を募り、加入事業所へ案内。実施会場の拡大を図る。</p>	<p>○生活習慣病予防健診実施率3.6%・6,611人受診（4月） （前年同期比 +1.2%・+2,276人）</p> <p>◆3機関応募。スケジュール等確認、調整の実施</p> <p>◆県内各地で集団健診を開始（4～6月：7会場・受診者数245人）6月末時点で年間50会場での実施が決定</p>
	<p>新規受託機関を増やすため健診機関へアプローチを実施する。</p>	<p>◆広報誌及び支部HP等での周知。7月中旬に事業所あて勧奨DM発送予定</p> <p>◆新規受託機関勧奨について第2四半期以降に実施</p>
<p>・支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供依頼</p>	<p>健診実施機関と連携した受診勧奨を実施する。</p>	<p>◆生活習慣病予防健診実施機関のうち10機関と契約締結のうえ、勧奨業務を実施</p>
	<p>健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施する。</p>	<p>◆健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨について第2四半期以降に実施</p>
	<p>事業者健診データ提供実績がある事業所へ継続提供依頼を行うとともに、受診予定月に応じた取得勧奨を確実に実施する。</p>	<p>○事業者健診データ取得率1.0%・1,842件（～5月） （前年同期比 ▲1.1%・▲1,956件）</p> <p>◆事業者健診の受診予定月に応じた取得勧奨の実施</p> <p>◆契約健診機関への結果提供依頼の実施。6月までに1,124件データ取得</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼</p>	<p>県、労働局、協会けんぽの三者連名通知で依頼するとともに、依頼後に文書、電話等による勧奨を実施する。</p>	<p>◆山口労働局及び山口県健康増進課と三者連名通知にかかる調整を実施。通知内容の決定 ◆勧奨委託業者の決定。勧奨資材の調整及び対象事業所選定の実施。7月中旬より勧奨業務開始予定</p>
<p>・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査の実施）</p>	<p>血管年齢等のオプションを併せて実施する。 ※国保特定乗入れを可能な範囲で実施</p> <p>施設での集団形式による健診においてオプションを併せて実施する。</p>	<p>○特定健康診査実施率1.2%・606人受診（～5月） （前年同期比 +0.6%・+322人） ◆協会主催の集団健診について7月に公募実施予定 ◆施設での集団健診は徳山医師会病院で9,10月に実施予定。がん検診も併せて実施することで調整中</p>
<p>・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進</p>	<p>連携市町との確実な実施調整を行う。</p>	<p>◆県内全19市町と連携。スケジュール等確認、調整 ◆各市町の実施時期に合わせ勧奨DMの発送 ◆第1四半期は5市町（長門市・山陽小野田市・阿武町・上関町・和木町）の22会場で実施。受診者数108人</p>
<p>・受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨</p> <p>・新規対象者への受診案内および勧奨の実施</p>	<p>対象者の属性に応じた受診勧奨を実施する。</p> <p>新規適用事業所および新規加入被扶養者に対し、健診受診の案内を確実に送付する。</p>	<p>◆協会主催の集団健診での勧奨DMの作成業者を7月に公募実施予定 ◆任継加入者への年次案内の実施。（被保険者あて案内4,517件被扶養者あて受診券3,420件） ◆新規適用事業所への受診案内の実施。349事業所（～6月）</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○特定保健指導の実施率の向上

■KPI: ①被保険者の特定保健指導実施率 27.7% ②被扶養者の特定保健指導実施率：14.3%

#### 【課題】

○特定保健指導実施率のさらなる向上のため、健診当日の保健指導を推進するなど機会の拡充および勧奨を強化する必要がある。

○事業所と連携した健康づくり等の取組みが進んでいないため、事業所支援を推進する必要がある。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・健診（指導）機関および保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大</p>	<p>健診（指導）機関の特定保健指導の実施を推進する。</p> <p>保健指導専門機関へ地域や対象者のニーズに応じた委託を推進する。</p>	<p>○被保険者の特定保健指導実施率3.5%・861人（～5月） （前年同期比 +0.1%・+125人）</p> <p>◆健診機関、保健指導専門機関及び継続支援委託機関との契約</p> <p>◆新規事業である継続支援委託について、業者との事前打合せ及び保健指導事務体制の確立</p> <p>◆委託実績：保健指導専門機関（241事業所・905件）、継続支援委託業務（162件）</p>
<p>・特定保健指導にかかる集団健診当日保健指導の推進</p>	<p>定期健診当日、保健指導実施できる環境を構築する。（新規エリアの開拓）</p>	<p>◆健診機関による当日保健指導の実施（4月・面談12人）</p> <p>◆協会保健指導者による実施（5月・面談13人）</p>
<p>・支部および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨</p>	<p>未利用事業所への着実な勧奨を実施</p> <p>健診当日に特定保健指導が実施できる健診機関の周知</p>	<p>◆保健指導者による電話勧奨の強化</p> <p>◆保健指導未利用事業所への電話勧奨の実施</p> <p>◆勧奨により新規34事業所獲得（～5月訪問分）</p> <p>◆健診当日の特定保健指導実施機関について、健診案内時に同封チラシで周知及びホームページへ掲載</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○特定保健指導の実施率の向上

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関研修等受講による指導・面接技術の共有	支部主催研修会、保険者協議会主催の研修等の受講によりスキルアップを図る。	◆支部研修会の実施（4,6月） ◆日本産業衛生学会の受講及び支部研修会での伝達 ◆特定保健指導従事者研修の受講
・健康宣言事業所のフォローアップ等、事業所支援を拡充するための保健活動を推進	事業所と連携した健康づくりの取組みを推進するため、事業所カルテ等を活用した事業所支援を実施	◆事業所カルテ作成に向けて意見集約 ◆健康宣言事業所及び健康保険委員設置事業所の情報共有。事業所訪問時等に合わせて勧奨を実施 ◆訪問時に特保対象者以外の方の健康相談を推進
・被扶養者の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨	集団健診実施機関による健診当日の利用勧奨及び分割実施	○被扶養者の特定保健指導実施率1.3%・18人（～5月） （前年同期比 +0.8%・+13人） ◆協会主催の集団健診（当日保健指導実施）について7月に公募実施予定

### ○重症化予防対策の推進

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

【課題】

○受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合が低いため、勧奨を強化する必要がある。

○支部プログラム策定後、事業実施に至っていないため、早期着手を目指す。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨	委託による勧奨を強化し、未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。 保健指導者による受診勧奨を実施する。	◆勧奨委託業者の決定。6月より委託勧奨の開始（118件） ◆保健指導者による文書勧奨27件実施
・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業	「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業を推進する。	◆対象者の抽出（21人該当） ◆7月以降、推薦対象者リスト作成及び委託予定医療機関との調整を実施予定

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○コラボヘルスの推進（健康経営）

■KPI：健康宣言事業所数を600事業所以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・健康宣言企業拡大に向けた勸奨</p>	<p>以下の3つのアプローチにより「健康経営」の理念を普及させ、健康宣言事業所の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業へのアプローチを実施</li> <li>・経済団体等、経営層へのアプローチが可能な団体と連携</li> <li>・健康保険委員で健康宣言をまだしていない事業所を中心に、外部委託業者を利用し、制度参加の文書勸奨・電話勸奨を実施</li> </ul>	<p>◆第1四半期における健康宣言企業数 52社（累計597社 ※全喪事業所を除く） 企業へのアプローチはいずれの取り組みも不十分な結果となった。第2四半期より対象事業所選定からアプローチのサイクルを早め実施予定。</p>
<p>・健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施</p>	<p>健康宣言事業所を対象とした出前講座や健康測定器の貸与等、健康度向上に向けたサポートの実施。また、フォローアップの充実化を図るため、アンケートにより情報収集し、ニーズに応じたサポートを実施していく。</p> <p>支部保健師と連携し、健康宣言事業所に対するフォローアップとして事業所訪問を実施</p> <p>従業員だけでなく、従業員の家族も含めた健康づくりに取り組む機会の提供として、企業へ従業員のご家族（被扶養者）の健診受診状況をお知らせするとともに、健診受診勧奨対象となるご家族のリストを提供し、健診受診促進を図る。</p>	<p>◆健康測定器の貸与について業者調達中。健康づくりセンターの教材貸出とあわせた案内予定。</p> <p>◆健康宣言を行った企業へ交付する「企業健康カルテ」の内容リニューアルを実施。その他の各種フォローアップについては第2四半期より開始予定。</p> <p>◆従業員のご家族の健診受診促進事業として、リスト提供案内送付結果、143社より申込有。7月にリストと合わせて案内送付予定。</p>



## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○広報・健康保険委員関係

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60.0%以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信	広報誌「いきいきつうしん」を定期的に送付する。また、「協会だより」等、他広報誌に掲載いただくため、タイムリーな記事を提供する。	◆いきいきつうしん毎月発行。より見ていただけるよう7月号からデザインを変更。
	県、経済団体等とのイベントや機関誌を活用し、協会けんぽ事業の広報を実施	◆9月号より県下4美術館・美術博物館の学芸員によるコラム連載予定。
・メールマガジンを活用した広報（定時・随時）および登録者数の拡大	「いきいきつうしん」等広報物による定期的な勧奨を行う。	◆メールマガジンのコンテンツや文字数を絞るなど、より見やすいよう変更。
	健康保険委員の委嘱勧奨と併せた勧奨を実施	
	関係団体訪問時や県内の大規模イベントで勧奨を実施	◆山口県の動画で見る運動情報や健康レシピを掲載予定。
	原稿の一部を外部委託することで、記事の内容を充実させ、効果的な発信を行う。	
・インセンティブ制度の周知広報の継続的な実施	各種セミナーや広報誌、メールマガジン等を活用し、インセンティブの仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を実施	◆今後広報誌やメールマガジン等にて、インセンティブ制度の広報予定。
・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱数の拡大	広報誌「健康保険委員だより」により定期的にタイムリーな情報を提供する。	◆健康保険委員だより5月号発行。
	DMによる新規勧奨及び支部職員及びによる電話・訪問勧奨の実施	◆未委嘱事業所に対して、委員登録勧奨文書を毎月300件送付
	支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業への勧奨を実施	◆制度説明や手続きについて紹介した、令和3年度版健康保険の事務手続きを作成。健康保険委員および新規適用事業所へ配布。
	日本年金機構と合同による社会保険委員セミナーの開催	
	事務手続冊子や各種チラシを活用した多角的な広報を実施	

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○ジェネリック医薬品関係

#### 薬剤師会・県等と連携した取り組み

■ KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で81.5%以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・ 山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信	協議会に委員として参画のうえ、ジェネリック使用促進に向けて、積極的に意見発信を行う。	◆協議会の開催なし。
・ 情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施	薬局、医療機関に対し、自機関の使用割合が一目で把握できる資料を送付する。（薬局に対しては、薬剤師会との2者連名で送付） なお、使用割合の低い薬局、医療機関については、訪問による使用促進に向けた働きかけを行う。	◆薬局向け：5月 709薬局に山口県薬剤師会との2者連名で送付。 ◆医療機関向け：5月 院内処方版301機関、院外処方版730機関に送付。
・ 本部提供リストを活用した定期的な統計分析	調剤薬局リストを活用し、県内各地域のジェネリック医薬品使用割合等に係る統計資料を作成 医薬品実績リストを加工し、HPに掲載する他、医療機関・薬局にも活用を促す。	◆4月に県内各地域のジェネリック医薬品使用割合等について、薬剤師会と県に資料提供。 ◆4月に医薬品実績リスト（令和2年10月診療分）をHPに掲載。

#### 加入者にダイレクトでアプローチする取り組み

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・ 自己負担軽減額通知の実施	先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付する。（2月、8月送付）	◆発送時期等について本部にて検討中。
・ 加入者に対する広報等を通じた使用促進	お薬手帳カバーを作成し、県内の薬局を通じて配布する。 ジェネリック医薬品使用促進セミナーの実施（県との協働開催） 市町と協働して、若年者に対するジェネリック医薬品使用啓発チラシを配布する。	◆お薬手帳カバー作成中。8月頃、県内薬局を通じて加入者に配布予定。

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

■KPI:効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信	地域医療構想調整会議に参画のうえ積極的に意見発信を行う。 国民健康保険運営協議会、地域・職域連携推進協議会等に参画のうえ積極的に意見発信を行う。	◆国民健康保険運営協議会に参画し意見発信を行った。（長門市、宇部市、下関市）
・医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施	支部HP等を活用して、山口支部加入者の一人あたり医療費等の統計情報を定期的に発信	◆毎月山口支部の統計情報を作成し、支部HPにて公表。
・医療費等分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施	レセプトデータ・健診結果データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、山口支部の傾向・課題を詳細に分析したデータを県内の各市町に提供するほか、各種協議会における意見発信に活用	◆令和元年度版の山口支部医療費分析作成中。

### ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進	被扶養者向け特定健診の広報を市町に依頼	◆全市町の健康づくり事業の紹介をいきいきつうしん8月号にて掲載予定。
	市町との健康づくり事業の協働実施	
	県、歯科医師会や民間事業者との「健口スマイル」事業の協働実施	
・評議会の開催	日程調整、資料作成等はスケジュールを立て、余裕を持って実施する。資料は、HPの掲載を踏まえ、評議員はもちろん、事業主・加入者の皆様へも分りやすくなるよう工夫する。	◆令和3年7月14日 第1回評議会開催

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ○その他の保健事業

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業</p>	<p>健康宣言企業等を対象とした集団歯科健診・個別歯科健診の実施</p>	<p>◆第1四半期着手できず。7月対象事業所へ案内予定。</p>
<p>・加入者の健康づくりに資する各種取り組みの実施</p>	<p>運動習慣の定着を目指した運動施設優待の利用勧奨</p>	<p>◆実施なし。</p>
<p>・保健事業推進のための新たな協議会の発足・開催</p>	<p>年2回実施。 討議テーマを明確にし、活発な意見が出るよう資料を整える。</p>	<p>◆4/20 第1回 保健事業推進協議会開催 7/27 第2回 保健事業推進協議会開催予定</p>

### ○その他の医療費適正化事業

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<p>・多剤併用者等に服薬情報のお知らせを送付</p>	<p>医科・調剤レセプトより継続服薬中の多剤併用・重複服用・相互作用等の対象者を抽出し、多剤投与や相互作用、重複投与などの可能性がある患者へ服薬情報を一本化した「服薬情報のお知らせ」を送付</p>	<p>◆第1四半期着手できず。第2四半期に実施予定。</p>

### 3. 組織体制関係

#### ○組織の適切な運営

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の徹底</li> </ul>	<p>災害時の対応、安否確認システムの登録を徹底すると共に、随時リスク管理委員会を開催する。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止のため、3密回避等の感染防止対策の徹底を図る。</p>	<p>◆リスク管理委員会の開催なし。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> </ul>	<p>定期的に自主点検を実施し、その結果を踏まえてコンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会を開催する。</p>	<p>◆自主点検実施（6/8～6/9） 個人情報保護管理委員会及びコンプライアンス委員会の開催（7/2）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント対策の確実な実施</li> </ul>	<p>ハラスメントを発生させないため定期的な職員研修の実施と体制の構築を図る。</p>	<p>◆第3四半期に実施予定</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生の推進</li> </ul>	<p>産業医を含めた衛生委員会を毎月実施し、健康経営宣言事業所として職員の健康づくりを実践する。</p>	<p>◆産業医を含めた衛生委員会を毎月実施し、健康宣言事業所として職員の健康づくりを実践している。（4/21、5/19、6/1開催）</p>

### 3. 組織体制関係

#### ○OJTを中心とした人材育成

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施	研修実施計画に基づいた研修を着実に実施するとともに、定期的に職員に必要となる勉強会や支部の課題等に応じた研修を実施する。	◆毎月末、支部内研修実施。 （テーマ：任意継続保険制度、第三者行為届等）

#### ○費用対効果を踏まえたコスト削減

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。  
 なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等	実績（第1四半期）
・調達審査委員会開催等による適正な調達の実施	調達仕様書送付業者の拡大のため、入札公告期間を一定期間確保することを徹底する。	◆すべての入札において入札公告期間10営業日以上確保している。  ◆一般競争入札7件中、1件が一者応札（14.3%） 開札後、電話で入札に参加しなかった理由（主に仕様上のこと）を聴取を行い、調達担当グループへフィードバックを実施。
	調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。	
・節電等取り組みによるコスト削減の実施	予算の執行管理を適切に行うとともに、管理状況を職員へ周知することで、コスト削減意識の向上に努める。	◆光熱費、消耗品（トナー、コピー用紙等）の使用状況を毎月掲示板に掲載、支部内に周知しコスト意識向上に努めた。
	電気使用量及び消耗品の使用について、「見える化」したものを継続して職員に周知のうえ、コスト削減意識の向上に努める。	